財産処分承認に係る基準（スポーツ団体）

交付要綱
実施要領

助成対象財産を財産処分する場合には、理事長の承認が必要

処分制限期間内

経過後

財産処分内容

経過年数10年以上

- 有　償
  - 貸付・譲渡等
- 無　償
  - 右記以外での転用・貸付・譲渡・交換・取壊し・廃棄
  - 助成対象財産の更新を目的とする取壊し又は廃棄であって、処分制限期間の残存年数の間、更新により取得した財産がスポーツの振興を目的として使用されるもの（更新により取得する財産を助成金の交付を受けて取得する場合を除く。）。
  - 交換のうち、処分する助成対象財産の処分制限期間の残存年数の間、交換により取得した財産がスポーツの振興を目的として使用されるもの。
  - 譲渡又は貸付けのうち、財産処分を行った後において、当該助成対象財産がスポーツの振興を目的として使用されるもの

経過年数10年未満

- 助成対象財産に係る財産処分であって、第5条1（1）（イ）、（2）又は（3）に該当するもののうち、法令に基づく計画に伴うものであって、理事長が個別に認めるもの
- 左記以外での経過年数10年未満のもの

担保に供すること（抵当権の設定）

災害により損壊若しくは火災等により使用できなくなった助成対象財産又は構造上危険な状態にある助成対象財産の取壊し又は廃棄

過去の財産処分に伴い、助成金等の全部に相当する金額の返納が済んでいる場合

処分制限期間を経過した場合

取扱要領の適用	第5条1(2)	第5条1(1)イ(イ)3)	第5条1(1)イ(イ)2)	第5条1(1)イ(イ)1)	第5条1(1)イ(ウ)	第5条1(2)	第5条1(5)	第4条1(3)	
手続	承認申請							理事長への報告	手続不要
納付金	有	無				有	有（抵当権実行の場合）	無	無
その他条件		第5条1(3)							